

埼玉県発達障害総合支援センター 育児休業等代替職員募集要項

次のとおり育児休業等代替職員を募集します。

1 職務内容

- (1) 発達障害に関する委託事業の管理業務
- (2) 発達障害に関する研修の実施
- (3) 発達障害児及びその保護者からの相談対応
- (4) 総務事務

2 応募資格

- (1) 年齢・性別・学歴は問いません。
- (2) 国籍は問いません。ただし、採用時に当該職務に従事可能な在留資格がない場合には採用されません。
※地方公務員法第16条に該当する人(次のいずれかに該当する人)は受験できません。
 - ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
 - ・埼玉県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
 - ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

3 求める人材

- (1) 社会福祉士または精神保健福祉士の資格をお持ちの方
- (2) 照会、回答等の文書等を作成することから、文書作成・表計算ソフト(Word、Excel)の操作ができる方
- (3) 会計処理等庶務、経理的な事務も担うことから、各種事務規程等を理解し実行できる方
- (4) 国や市町村への通知、照会等外部に文書を発送するので、県の文書規程の基本的な部分を理解できる方
- (5) 発達障害児及びその保護者等からの相談や市町村や県民からの問合せの電話等に対応するので、人と接することが苦手でない方
- (6) 時間外勤務が可能な方(概ね月10時間程度)

4 採用予定者数

1人

5 勤務条件

(1)任用期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

(2)勤務日数・勤務時間

週5日 月～金

原則として、午前8時30分～午後5時15分(7時間45分)

休憩時間:60分(正午から午後1時)

(3)休日

原則、土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始(12月29日～翌年1月3日)です。

(4)休暇

県の規定によります。

(5)報酬(社会福祉士で、大学卒業後すぐに採用した場合)

月額:188,800円

※一定の経歴がある場合は、この金額に所定の額が加算されます。

この初任給月額は、令和2年4月1日現在におけるものです。採用日までに給与改定があった場合はそれによります。

(6)諸手当

支給要件に該当する人には、条例に基づき通勤手当、期末・勤勉手当(ボーナス)、時間外勤務手当等が支給されます。

(7)社会保険

健康保険、厚生年金保険、雇用保険あり

※加入条件を満たす場合に限りです。

(8)勤務地

埼玉県発達障害総合支援センター内

所在地:〒330-0081 さいたま市中央区新都心 1-2

埼玉県立小児医療センター南玄関 3階

(JRさいたま新都心駅、北与野駅 徒歩5分)

(9)その他

育児休業等代替職員は、職員の育児休業等の状況によっては人事異動を行う場合があります。また、育児休業等代替職員への採用は、埼玉県の職員(任期の定めのない)としての採用とは無関係であり、職員採用の際に優先されるものではありません。

6 応募について

(1) 応募は、令和3年2月22日(月)までに、履歴書(第1号様式)及び身上書(第2号様式)に必要事項を記入し、資格証の写しとともに、下記担当宛てに提出してください。

※履歴書には写真を貼ってください。(画像データを様式の所定の場所に貼り付けた上でプリントしたものでも可)

※第1号、第2号様式はそれぞれA4判の大きさに印刷して提出してください。

(2) 第1、第2号様式については、埼玉県発達障害総合支援センターホームページ(<https://www.pref.saitama.lg.jp/soshiki/b0614/documents/images/02kaikeinendo.html>)から、それぞれ様式をダウンロードして作成してください。

(3) 提出は、郵送又は持参となります。

(4) 封筒の表面には「育児休業等代替職員応募」と朱書きし、裏面に御自分の住所、氏名を明記してください。

(5) 郵送される場合、簡易書留等によらない場合の事故については、責任を負いません。

(6) 持参される場合の受付時間は、平日午前8時30分から正午、午後1時から午後5時15分までです。

7 選考方法等について

(1) 第一次選考(応募者多数の場合)

応募書類による選考を行います。

(2) 第二次選考

第二次選考(面接)は、2月25日～3月1日(土日を除く)に、発達障害総合支援センター内で行うことを予定しています。

詳細な日時については、後日ご連絡します。

なお、応募書類の返却はしておりません。

(3) 最終選考

最終選考(面接)は、第二次選考後に、埼玉県庁内において行うことを予定しています。

8 応募書類の提出及び問い合わせ先

所在地: 〒330-0081 さいたま市中央区新都心1-2

埼玉県立小児医療センター南玄関3階

担当: 埼玉県発達障害総合支援センター 総務・支援調整担当 北村、金子

電話: 048-601-5551

案内図



より詳しいアクセスの方法は、発達障害総合支援センターホームページ (<https://www.pref.saitama.lg.jp/soshiki/b0614/index.html>) に掲載しています。